

山形県グリーン・ツーリズム推進協議会規約

(名称)

第1条 本会は、「山形県グリーン・ツーリズム推進協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、山形県の実状に即して、グリーン・ツーリズム(農山漁村における余暇活動)を段階的に推進するために必要な啓発・普及、情報発信等の条件整備を実践者、推進組織、交流施設、関係機関及び関係団体等が一体となって実施し、もって、都市と農村の交流等による農山漁村地域の活性化に資することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) グリーン・ツーリズムの啓発・普及に関する事業
- (2) 地域資源のネットワーク化と情報発信に関する事業
- (3) 受入体制整備のための人材育成等に関する事業
- (4) 農泊実施地域の選定に関する事業
- (5) その他目的達成に必要な事業

(組織)

第4条 協議会は、趣旨に賛同する実践者、推進組織、交流施設及び関係団体、県及び市町村等をもって組織する。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。顧問は、会長が必要に応じて、召集する。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 4名
- (3) 顧 問 若干名
- (4) 監 事 2名

(役員を選出)

第6条 役員は、総会において選出する。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は、選出された日から2年とする。但し、任期満了後も後任者が選出されるまでは、その職務を行うものとし、再任は妨げない。

(役員の職務)

第8条 会長は、協議会を代表し会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは会長の職務を代行する。
- 3 監事は、会計を監査する。

(総会)

第9条 総会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 総会は、次の事項を審議、決定する。
 - (1) 規約の制定、及び改廃に関する事
 - (2) 事業の推進に係る基本方針に関する事

(3) 予算及び決算に関すること

(4) その他、協議会の運営に関する重要な事項

3 総会の議事は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事及び幹事会)

第10条 協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長及び幹事により構成し、会長が指名する。

3 幹事会は、会長の命を受け、幹事長が招集する。

4 幹事会は、次の事項を審議する。

(1) 総会に付議する事項

(2) 総会から委任された事項

(3) その他協議会の運営に関し、会長が必要と認める事項

(部会等)

第11条 協議会に、特定の事項を審議するため部会等を置くことができる。

2 部会等の運営については、会長が別に定める。

(経費)

第12条 協議会の経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第13条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第14条 協議会の事務を処理するため、山形市松栄一丁目7番48号 山形県土地改良会館別館に事務局を置く。

(その他)

第15条 この規約に定めるものの他、協議会の運営に必要な事項は会長が別に定める。

附則

この規約は、平成7年6月21日から施行する。

附則

この規約は、平成12年5月23日から施行する。

附則

この規約は、平成14年5月16日から施行する。

附則

この規約は、平成16年7月12日から施行する。

附則

この規約は、平成17年5月31日から施行する。

附則

この規約は、平成22年5月27日から施行する。

附則

この規則は、平成23年6月10日から施行する。

附則

この規則は、令和5年5月25日から施行する。

附則

この規則は、令和7年5月23日から施行する。